様式第１

令和　　年　　月　　日

事業引継ぎ奨励金事務局（佐賀会議所内）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役職氏名

令和７年度事業引継ぎ奨励金交付申請書

　令和７年度事業引継ぎ奨励金について、交付を受けたいので、令和７年度事業引継ぎ奨励金交付要領８の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

１　申請区分（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 売り手 |  | 買い手 |  | 従業員承継 |

２　実施した事業引継ぎの内容

（１）事業引継ぎの詳細

　　　別紙２のとおり

（２）事業引継ぎを行った日

　　　令和　　年　　月　　日

３　各種確認事項（○を付けてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙１「事業引継ぎ奨励金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | 誓約する |

４　添付書類

　　（１）事業引継ぎ奨励金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）

　　（２）事業引継ぎの詳細（別紙２）

（３）事業引継ぎを行ったことを確認できる書類（※は必須書類）

◇個人事業主で全部譲渡を行う場合

　・事業譲渡契約書（※）　・廃業届および開業届　など

◇個人事業主で一部譲渡を行う場合

　・事業譲渡契約書（※）　・開業届　など

◇法人で株式譲渡を行う場合

　・株式譲渡契約書（※）　・登記事項証明書（※）

◇法人で事業譲渡を行う場合

　・事業譲渡契約書（※）

　　（４）【県外中小企業者（移住者）の場合】移住を行ったことが分かる資料　（例）住民票　等

（５）その他、佐賀商工会議所が必要と判断する書類

（別紙１）

令和７年度事業引継ぎ奨励金の交付申請に関する誓約事項

事業引継ぎ奨励金の交付申請に際して、下記の各事項を誓約します。

また、佐賀商工会議所が必要な場合には、佐賀県を通じて佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 誓約事項 |
| **□** | 以下、①と②に掲げる事業引継ぎ奨励金交付対象者の要件をすべて満たすこと。1. 同族関係者以外の県内又は県外中小企業者が、県内中小企業者が実施してきた地域経済の維持発展に貢献している事業を引き継いだ。

② 以下に定める事業者及び事業引継ぎの事例に該当しない。　　　▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２１号）第２条により定める営業内容等にかかる事業者▶個人開業医　　▶個人農家　　▶農業法人▶事業引継ぎの実態のない居抜き▶グループ内の事業再編▶従業員に対するのれん分け、または実質的にのれん分けにみなされる場合▶休眠会社や、事業実態のない状態の会社における代表者交代、M＆A等 ▶合同会社の社員間における代表社員交代において、事業承継するための経営者交代とみなされない場合③　佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談を行った上で、前年度の３月１日から当該年度の２月末日までに事業引継ぎを行った。 |
| 以下に掲げるいずれかの事業引継ぎ奨励金交付対象者の要件をすべて満たすこと。 |
| **□** | 【売り手要件】1. 県内中小企業者又はその代表者であること。

② 親族内後継者、従業員後継者が不在であること。 |
| **□** | 【買い手要件】①　中小企業者又はその代表者、あるいは創業希望者等の個人であること。②　①に加え、買い手となる中小企業者の代表者又は創業希望者等の個人が、申請日までに佐賀県外から県内に移住し、かつ、継続して５年以上居住する意思を有しており、当該移住者が事引継ぎにより売り手の中小企業者の代表となる。 |
| **□** | 【従業員承継要件】1. 県内中小企業者又はその代表者であること。
2. 中小事業者の代表者の退任及び就任により、従業員に代表者の交代、事業の引き継ぎ等を行い完了した。
 |
| **□** | 「佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領」に基づく「移住支援金」の交付を受けないこと。 |
| **□** | 事業引継ぎ奨励金に関する報告等について、佐賀商工会議所から求められた場合には、それに応じること。 |
| **□** | 以下の場合には、事業引継ぎ奨励金交付要領に基づき、事業引継ぎ奨励金の全額を返還すること。　【共通】1. 奨励金の交付決定が取り消された場合
2. 事業譲渡契約や株式譲渡契約など事業引継ぎにかかる契約を破棄した場合
3. 交付対象者の要件等を満たさず交付対象外であるにも関わらず申請を行うなど、虚偽の申請等を行った場合

【売り手の場合】1. 事業に必要な技術やノウハウなどの経営資源の引継ぎに協力しなかった場合

【買い手の場合】1. 事業引継ぎ後、１年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかった場合
2. 事業引継ぎ後、１年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合

（移住者の場合）移住加算奨励金の交付決定日から３年未満で佐賀県から県外へ転出した場合【従業員承継の場合】1. 事業引継ぎ後、１年以内に会社都合の解雇や退職勧奨を行い、雇用維持を図らなかっ

た場合②　事業引継ぎ後、１年間、引継いだ事業の維持を図らなかった場合 |
| **□** | 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 |

（別紙２）

事業引継ぎの詳細

１　申請者等

（１）申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名等 | (役職)(氏名)(年齢) | 連絡先 | (ＴＥＬ)(ＦＡＸ)(メール) |
| 企業名 |  | 所在地 | 〒 |
| 企業沿革 | （創業からの業歴年） | 業種 |  |
| 主な商品サービス |  |
| 常時雇用する従業員数 | 　　　　　　　　　　　人 | 資本金 | 　　　　　　　　　　　千円 |
| 売上高（直近） | 　　　　　　　　　　　千円（　　　年　　月期） | 純資産額（直近） | 　　　　　　　　　　　千円（　　　年　　月期） |

（２）事業引継ぎの相手方（従業員承継の場合は代表者のみ記載ください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代表者 | (役職)(氏名)(年齢) | 連絡先 | (ＴＥＬ)(ＦＡＸ)(メール) |
| 企業名 |  | 所在地 | 〒 |
| 企業沿革 | （創業からの業歴年） | 業種 |  |
| 主な商品サービス |  |
| 常時雇用する従業員数 | 　　　　　　　　　　　人 | 資本金 | 　　　　　　　　　　　千円 |
| 売上高（直近） | 　　　　　　　　　　　千円（　　　年　　月期） | 純資産額（直近） | 　　　　　　　　　　　千円（　　　年　　月期） |

（３）移住者の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 移住前の住所 | 〒 | 移住日 | 年　　月　　日 |
| 移住地 | 　　佐賀県　　　　　市・町 |

２　引継ぐ事業の内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 引継ぐ事業の内容 | 　 |
| 事業引継ぎの成約額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　千円 |
| 事業引継ぎの方法 | 事業譲渡　／　株式譲渡　／　合併　／　その他（　　　　　　　　） |
| 事業引継ぎの範囲 | 全部承継　／　一部承継 |
| 引継ぐ経営資源 | 技術・ノウハウ　／　従業員　／　屋号・商品・ブランド　／　事業用建物　／　設備　／　顧客　／　その他（　　　　　　　　　　　　　） |

※記載が難しい項目は記載を省略して構いませんが、事務局から内容確認をする場合があります。

・・・・・・・・・（以下は事務局使用欄のため、申請者は記載不要です。）・・・・・・・・・・

|  |
| --- |
| 佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター確認欄 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |